

会 議 要 旨

1 開 会 午後3時00分

2 平成28年1月定例教育委員会会議録の承認

事前に配布されている会議録について、異議がないか確認のうえ承認。

3 委員及び教育長の報告

(教育長)

委員及び教育長の報告となっています。委員の皆様からの報告はございませんか。

(委 員)

なし。

4 議 事

(1) 27 議案第 16 号

西之表市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

(学校教育課長)

1 頁をお願いします。

西之表市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会の議決を
求めるものであります。

鹿児島県立学校管理規則が改正され、学校職員の着任届の提出が廃止されたため、本
市においても同様の事務手続きとするため、規則の一部を改正しようとするものである。

(教育長)

只今、説明がありましたが、質問ございませんか。

(委 員)

なし。

(教育長)

次の議案に入ります。27 議案第 17 号西之表市奨学資金条例の一部を改正する条例の
制定について説明を求めます。

(2) 27 議案第 17 号

西之表市奨学資金条例の一部を改正する条例の制定について

(総務課長)

3 頁をお願いします。

西之表市奨学資金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

奨学生の経済的負担を軽減するため奨学資金の貸与額の見直しを行うとともに、奨学
資金を活用した若者の定住促進をするための奨学資金の免除制度を設けるため、条例の
一部を改正しようとするものであります。

(教育長)

只今、説明がありましたが、簡単に言えば、奨学資金の額をあげることと、本市に5年以上住民登録をして、且つ就業している者について、免除するというような内容であります。委員の皆さんから質問はございませんか。

(委員)

奨学資金を借りている人数は何人ぐらいですか。

(総務課長)

年間で10人前後です。

(委員)

既に返済した人で、条項に該当する方はおりますか。

(総務課長)

現在、西之表に居住して返還をしている方が15名程おります。また、今年大学を卒業して帰島する方を2・3人見込んでおります。

(教育長)

この条例は、3月議会に出し、4月1日施行という形になると思います。細かいことは、教育委員会の基準の中で定めて行くこととなります。3月の定例教育委員会で整理をしていただきたいと思います。

次の議案に入ります。27議案第18号西之表市奨学生選考基準の制定について説明を求めます。

(3) 27議案第18号

西之表市奨学生選考基準の制定について

(総務課長)

8頁をお願いします。

西之表市奨学生選考基準の制定について、教育委員会の議決を求めるものであります。

選考基準の学業成績による制限を見直し、申請者の個別的状況を鑑み選考することにより、スポーツ、技能、芸術等において、特に秀でた能力を有する者、修学の意欲はあるが、家計の事情が学資を支出することに著しく困難と認められる者の修学を支援するものであります。また、学業成績の基準については、現在19市の状況を見てみますと、学業成績の基準を設けていない市が8市ございます。(鹿児島市・枕崎市・指宿市・垂水市・薩摩川内市・霧島市・南さつま市・南九州市)その他の市も独自の条例・規則を設けている市は少数でありました。学生支援機構、育英財団の基準を参考にしております。

19市の状況は以上でありました。

(教育長)

選考基準が、学業成績の部分で平均値が2.5から3.0以上の基準を設けておりましたが、昨年基準以下の者がいたことから、県下の状況も見ながら学業成績の部分を見直すことといたしました。委員の皆さんから質問はございませんか。

(委員)

基準がはっきりしないですね。この文章だけでは。例えば、スポーツ・技能・芸術についても、地区・県の大会での基準を定めないと、去年は良くて、今年は、よくなかったということでは、選考委員会でも問題になりますので、ある程度基準選考枠をもっておかないといけないと思います。

(教育長)

家庭がどういう状況にあるかと言うことに重点をおいて、選考しようという形なんです。これまでのものは、学業に基準があって、なおかつ家庭にも基準があって、両方をクリアしないと選考が出来なかったということです。今回は、人物とか学業については、学校長の推薦がなければいけないということの基準がありますので、それも含めて、家庭、経済的に非常に困窮しているということに重点をおいております。

また、選考会は5月に実施しておりますので、申請者は高校・大学等には、合格している者が申請してくるので、能力は十分あると判断しております。経済的に困窮している家庭を選考するというので、今回改正を行うということで承認願います。

次の議案に入ります。27議案第19号西之表市文化財の指定について説明を求めます。

(4) 27議案第19号

西之表市文化財の指定について

(社会教育課長)

12頁をお願いします。

西之表市文化財保護審議会の制定について

西之表市文化財保護審議会に諮問していた「上西大広野神社の銅鏡」、「上能野貝塚出土釣針」及び「西之表象」の文化財指定について、答申がなされたので西之表市文化財として指定しようとするものであります。

(教育長)

只今、説明がありましたが、委員の皆さんから質問はございませんか。

(委員)

なし。

(教育長)

ございませんか。次に別紙の追加議案書の20号について社会教育課長の説明をお願いします。

追加議案

27議案第20号

西之表市立視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(社会教育課長)

西之表市立視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について教育委員会の議決を求める。

西之表市立視聴覚ライブラリーを西之表市立図書館へ移設したことに伴い、条例の一

部を改正しようとするものであります。

(教育長)

説明が終わりました。委員の皆さんからご質問はありませんか。

無いようですので、議事はこれでおわります。5番の委員から出された動議討論等にはいります。

5 委員から出された動議討論等

(教育長)

委員の皆さんから何かありませんか。

(委員)

皆さんもご存じだと思いますが、昨日の新聞に体育祭の時の組体操（ピラミット）の時の記事が載てまして、市として、このことについて何か考えておりますか。

(教育長)

大阪でしたか。以前にも骨折をして大々的に新聞に掲載されておりました。西之表市では、大きな事故は発生していない状況です。

(学校教育課長)

ピラミットを作ってやっているところは、そんなにはないです。中学校については、ありますが、事故を起こす程の高さではないです。そして、必ず教員が危ない時には配備しております。後は、文科省から県に通知が来て各市内の小中学校へ通知します。

(教育長)

榕城小学校もやっていますか。

(学校教育課長)

やっています。

(教育長)

ピラミットの上には登ってないです。三段までにしております。

(教育長)

他にありませんか。ないようですので、5番の1月の行事実施状況にはいります。

6 行事実施状況及び行事予定

(1) 各課等の1月の行事実施状況について

(教育長)

それでは次に入ります。1月の各課の行事の実施状況について説明をお願いします。

(各課長)

各課等の1月の行事実施状況について、資料に基づき説明を行った。

(教育長)

只今、1月の行事の実施状況について説明がありましたが、委員の皆さんから質疑はございませんか。

(委員)

社会教育課の26日、上妻家住宅協議について、もう少し詳しくお願いします。

(社会教育課長)

上妻家の位置は、西之表図書館の西側になります。所有者は、鹿児島在住の上妻宗長氏です。家と土地を市に売却したいと言う話がありました。その建物は江戸時代(推定)の物であり、数少ない種子島の武家屋敷ということでありました。文化係に9月に情報があり文化財保護審議会や県の文化財保護委員に意見を伺ったりしました。伺った結果、種子島を代表する武家屋敷であるということ間違いではないということでありました。

(委員)

30日に市民文化祭の展示物を見にいきましたが、非常に寂しい状況でした。寿大学の作品を展示したり出来ないものですか。

(社会体育課長)

市民会館だけではなく保健センターすこやかの中にも展示しておりました。

(総務課長)

市民文化祭は、文化協会加入団体の展示関係になるので少ないと思います。

(委員)

学校教育課の18日、地区協との話合いについて、教えてください。

(学校教育課長)

中身については、来年度の土曜授業についてです。本年度と同様に行っていくということ。教育長の方から回数とかでなく中身について審議をして欲しいとこのとで、ありました。地域とスポーツ少年団等にも理解を得ておりますので、結果、学校の方で集計をしましたところ、今年と同数の9回「4月・8月・3月」で実施する計画であります。

(教育長)

他にございませんか。

それでは、2月・3月の行事予定について説明をお願いします。

(2) 2月・3月の行事予定について

(教育長)

2月・3月の行事予定について説明をお願いします。

(各課長)

各課の2月・3月行事予定について、資料に基づき説明が行われた。

(教育長)

2月・3月の行事予定について、質問はございませんか。

(委員)

なし。

(教育長)

他にございませんか。

(教育長より各委員の出席等の確認が行われた。)

それでは、7の当面する教育行政の諸課題に入ります。

7 当面する教育行政の諸課題について

(学校教育課長)

不登校の状況について、変化はございませんが、出席状況について説明をいたします。

8 その他

(教育長)

事務局、委員の皆さんからありませんか。

9 閉会 午後3時50分

(教育長)

大変ご苦労さまでした。これで2月の定例教育委員会を閉じます。